令和７年第７回（１２月）定例会

一　般　質　問　要　旨

高　浜　町　議　会

令　和　7　年　第　7　回　（　12　月　）　定　例　会　一　般　質　問　一　覧　表

令和7年12月4日　（木）　AM9:00～

受付	議席	氏　　名	要　　旨	答　弁　者	質問時間
1	1	阪本新也	1.高浜町水道ビジョンに基づく上水道施設の更新と耐震化について	町長及び関係課長	４０　分
2	10	上尾徳郎	1.「物価高騰対策」支援事業について 2.「人口減少対策」若者の人材育成支援策について	町長及び関係課長	４０　分
3	4	松岡茂和	1.西嶋町長の行財政運営方針について 2.高浜町の原子力行政課題について 3.高浜町の文化、歴史、芸術に対する取り組みについて	町長及び関係課長	４０　分
4	8	井上順也	1.物価高騰経済対策について 2.介護事業の支援について 3.これからの学校教育について	町長及び関係課長	４０　分
5	14	小幡憲仁	1.道の駅「シーサイド高浜」の今後の改修計画と運営について 2.上水道送水管の未接続問題について 3.地域医療体制の支援策の今後の方針について 4.大分市佐賀関の大規模火災を受けて高浜町の防火対策の強化を求める	町長及び関係課長	４０　分
6	3	河島浩彦	1.白浜アウトドアエリア整備の目的および方向性について 2.白浜アウトドアエリア整備における現状課題の整理について 3.地域住民・関係者との合意形成の進め方について 4.白浜アウトドアエリア整備の今後の進め方およびスケジュールについて	町長及び関係課長	４０　分
7	5	釣本音次	1.高浜町のゴミ置場について伺う 2.公益通報者保護法について伺う 3.不正アクセス禁止法について伺う	町長及び関係課長	４０　分

令和７年 第７回 定例会（１２月）一般質問通告書

受領№　　１

令和７年１１月１８日

通告者	議席番号	氏　　名
	１番	阪　本　新　也

質問所要時間
約　４０　分

質　問　の　件　名　及　び　要　旨

まず初めに、私が議員として活動を始めてから１年８か月が経過した。この間、議員としての役割や責任を改めて感じる中で、様々な研修に参加し、議会活動の基本姿勢について学んできた。

研修では、

第一に、想像や感覚ではなく、しっかりと根拠を持って発言すること。

第二に、政策提案は一度で終わらせず、繰り返し行うことで行政に気づきを与えること。

第三に、幅広い分野を広く浅く扱うのではなく、自らの専門分野に絞って深く掘り下げて質問すること。

第四に、事前に十分な調査を行い、データや数字に基づいて質問を組み立てること。

といった点を教えていただいた。

本日は、これらの研修で得た学びを踏まえ、根拠を持った形で質問をさせていただく。

１．高浜町水道ビジョンに基づく上水道施設の更新と耐震化について

令和６年６月及び令和７年３月定例会において、上水道施設の耐震化や施設更新の進捗について質問を行ってきた。

そこで今回は、高浜町が平成２６年に策定した「高浜町水道ビジョン」の進捗状況について改めて確認したい。

本ビジョンは、水道事業の基本方針として、施設の老朽化対策、耐震化の推進、安定供給体制の確立などを掲げており、町民の生活に直結する重要な計画である。

しかし、策定から約１０年が経過する中で、計画に掲げられた事業がどの程度実施されているのか、また更新・耐震化に関する年次計画の進捗が十分に説明されていないと感じる。

特に、水道ビジョンの中では「震災時などにも水を供給できるよう、送水管の二重化を実施する必要がある」と明記されているが、平成２年から関連事業が始まっているにもかかわらず、現時点でも完全な二重化が実現していない。

この経緯と今後の具体的な対応方針を明らかにされたい。

そこで次の４点を伺う。

（１）平成２６年に策定された「高浜町水道ビジョン」に基づく各事業の進捗状況について、現時点での到達度と未実施項目を示されたい。

（２）上水道施設の更新・耐震化に関する年次計画及び今後の実施スケジュールについて、具体的な工程を説明されたい。

（３）水道ビジョンで示された「送水管の二重化」について、平成２年から現在に至るまでの経緯と、二重化が未完である理由を明確にされたい。

（４）今後、災害時の給水体制強化を含め、町としてどのような方針で上水道施設の再構築を進めていくのか、今後の計画を具体的に示されたい。

簡潔明瞭に！

令和７年 第７回 定例会（１２月）一般質問通告書

受領№　　２

令和７年１１月１９日

通告者	議席番号	氏　　名
	１０番	上　尾　徳　郎

質問所要時間
約　４０　分

質　問　の　件　名　及　び　要　旨

１．「物価高騰対策」支援事業について

　国や福井県が物価高騰対策を打ち出す中で、高浜町では今回の一般会計補正予算に物価高騰対策支援事業費９８９３万３千円が計上された。

　支援策の内容とその目的は。また、国の物価高騰対策が実施される状況を見ながら高浜町の物価高騰対策支援の追加を検討する考えはないか、伺う。

２．「人口減少対策」若者の人材育成支援策について

　人口減少対策として「関係人口」の増加を挙げる中で、地元の若者が流出する現状がある。若者が将来の進路を決定する高校や大学の学生時代に高浜町に留めるための対策が必要となるが、地元に学校がある中学生の頃から将来の夢や希望に高浜町が関わる関係づくり、人材育成が必要と考える。

　現在、学生に対して進学や地元への就職・就労にかかわる助成制度や支援策など、次の項目について伺う。

（１）学校教諭について、地元出身の教諭が沢山おられたが、定年退職などで少なくなっている現状がある。福井県や高浜町の地元教諭(保育教諭含む）の養成・人材育成の支援策や制度は。

（２）医師や看護師など医療関係者不足が地方では大きな課題となっている。病院などでは奨学金制度など学生の時から看護師などの確保に努めているが、高浜町の医師や看護師など医療関係の学生取り込みに向けた、支援や助成制度などの取組みは。

（３）原子力政策が安定してきたこともあり、原子力にかかわる学生が増えてきたと聞く。原子力発電所を立地する町として地元の子供たちが将来、原子力にかかわることは町の将来にとっても重要なことである。舞鶴高専学生の関係人口としての取組みもあるが、地元高浜町の子供たちが地元企業としての原子力や関連事業に興味を持ち、その道に進み活躍してくれるような「人材育成」をすべきだと思うが取り組みを伺う。

令和７年 第７回 定例会（１２月）一般質問通告書

受領№　　３

令和７年１１月２０日

通告者	議席番号	氏　　名
	４番	松　岡　茂　和

質問所要時間
約　４０　分

質　問　の　件　名　及　び　要　旨

１．西嶋町長の行財政運営方針について

　高浜町は、現在全国トップクラスの財政力となっている。今後も潤沢な自主財源と、原子力発電所施設整備による固定資産税の増加が見込まれ、後期総合計画でも国庫補助等で高浜公園同様の和田公園や豪華な道の駅などが計画されているが、構想、計画どおり実施すると中長期的には建設後の人件費、維持費、老朽化した上下水道配管改修や道路防災設備、インフラ整備に膨大な経費が掛かり、委託費さらに医療、福祉費、未成年の子育て費の無償化等が財源不足に追い打ちをかけ財政難となる。発電所以外の税収の見込める産業を育成・誘致し、若者・女性の定住促進をしない限り、法人税・町民税税収の減少、急速な少子高齢化、労働人口減が進む。町長は安全安心のまちづくりを目指すといわれるが、今こそ、財源の豊かなうちに、断水や陥没のないよう老朽化上下水道改修や緊急時対応できる病院医療体制確立、地震、津波が来ても誰一人命を落とさない対策、若者が町内で定住できる企業立地等20～30年後の安心生活を見据えた持続可能なまちづくりの為、ハードからソフト（人づくり）重視の保健福祉医療、防災、交通、水道インフラ、教育等住民生活の質の向上と合わせ若者女性の就学費補助、資格取得金補助、Ｕターン、町内起業家支援など若者定住支援策等に重点を置いた行財政運営に変更すべき。会計検査を受けない自主財源を他市町にできない事業に特化した独自の施策としてブランド企業誘致等イメージアップと産業振興策は町民のメリット感、経済波及効果のあるものに限定すべきと考える。高浜町公共施設維持管理計画に基づいた運営に努められたいが、西嶋町長の見解を伺う。

２．高浜町の原子力行政課題について

　高浜発電所は営業運転開始後、50年を過ぎた日本で一番古い原子力発電所である。この度、60年までの稼働延長が認められた。共存してきた高浜町にとっては継続を望むが、老朽化による事故や故障の不安を抱く町民もいる。さらに念入りな安全対策が求められる。また、使用済み燃料の乾式貯蔵が進められるが、中間貯蔵先や再処理工場の稼働、最終処分地について、計画はあるが確定していない。原子力発電所構内が核廃棄物処分地にならないか懸念される。

　原子力行政を取り巻く政治経済環境は、福島事故後も大きく変動し、国の施策に立地町が振り回されてきた。福島事故前54基の原子力発電所のうち、14基が稼働、うち4基が高浜発電所、プルサーマル4基のうち2機が高浜発電所、全国一の原子力立地町であり、町長は全国原子力立地市町村協議会の副会長である。野瀬前町長は発電所稼動の懸念事項であるバックエンド、最終処分対策が進まないため、このままでは稼動できなくなるとして協議会内に専門対策部会を設置の提案をされ設置された。今最優先で取り組むべき原子力行政を先導する立地町の役割は何か伺う。

３．高浜町の文化、歴史、芸術に対する取り組みについて

　高浜町は、平城京時代に奈良朝廷へ寿司を運んだ御食国と中でも古く、木簡が出土している。近年、国宝に指定された。このほか高浜町には中山寺や馬居寺の馬頭観音、七年祭り、近年注目の若狭地方最大の砕導山城、石垣の白石城、日露戦争遺跡六路谷砲台跡があり、人物は、高浜城主・逸見政常、世界に禅を広めた釈宗演ら高僧等がいるが、これらの歴史文化資源が活かされていない。恐竜、朝倉遺跡、年稿、熊川宿等ここ半世紀に生まれた福井県の歴史資源が大きな観光資源になっている。高浜町の文化歴史資源の積極的活用を望むが、町長の見解を伺う。

令和７年 第７回 定例会（１２月）一般質問通告書

受領№　　４

令和７年１１月２０日

通告者	議席番号	氏　　名
	８番	井　上　順　也

質問所要時間
約　４０　分

質　問　の　件　名　及　び　要　旨

１．物価高騰経済対策について

今定例会の１２月補正予算で町内全世帯を対象に、赤ふん坊や通貨を世帯人員１名当たり１万円分を配布するとの物価高騰対策支援がなされており評価する。

今国会では高市内閣の積極財政方針のもと、物価高対策として２０兆円規模の経済対策が議論されている。その中では、各自治体独自で使える地方創生臨時交付金の積み増しもあると言われている。以下の点について伺う。

（１）１２月補正予算の物価高騰支援金の根拠と経済効果は。

（２）物価高騰が続いている中での、来年度以降の国の臨時交付金活用として、電気代の補助や水道料金の基本料引き下げなどの町独自の方針は。

２．介護事業の支援について

介護事業者が物価高騰、人材確保ができない状況で事業継続が困難であると言われている。その状況を踏まえ伺う。

（１）町内、介護事業者の経営持続可能状況、就労者の確保状況は。

（２）町内で介護を受ける方に適切な介護の支援が行き届いているか伺う。

（３）町としての介護事業継続の支援策は。

３．これからの学校教育について

不登校や、いじめ、教員の過重労働問題など、日本特有の問題を解決するため、学校の「当たり前」を廃止し、管理教育を見直し、効果が出たとの実践報告から、社会の変化とこれからの学校教育の講義を受けた。当町における教育の取り組みについて伺う。

（１）管理教育により、あれがダメ、これがダメと言われ、生徒自身の生きる力が失われ続けているとのことで、例えば、日本では「トイレに行っていいですか」と聞くが、欧米では「トイレに行ってきます」という生徒の主体性（自らの意志や判断に基づいて、自ら目的を設定し、その行動と結果に責任を持って取り組む態度や性質）が育まれているという。当町でも、主体性教育の推進が必要と考えるがどうか。

（２）ノートを書き写すのが苦手なディスクレシア（読み書きの障害）の小学５年生が、パソコンを利用したら、大学生並みのプレゼン調のノートを仕上げてきたという。ノートの書き写しは、タブレット使用を可能とするなど、自由に学ばせることが大事、押し付けの学び方は、子どもの可能性を奪うことになる。自分に合った学び方を子ども自身が決めることが大事とのことで、これからの時代は、学ぶ側から教育を考えていく必要があると聞いたが、当町の取り組み状況とその取り組み推進の考えは。

以上

令和７年 第７回 定例会（１２月）一般質問通告書

受領№　　５

令和７年１１月２１日

通告者	議席番号	氏　　名	質問所要時間
	１４番	小　幡　憲　仁	約　４０　分

質　問　の　件　名　及　び　要　旨

1．道の駅「シーサイド高浜」の今後の改修計画と運営について

道の駅に関心があって各地の道の駅を訪れて施設の状況や運営を観察している。その経験から「道の駅」はその町の地場産業の振興や観光振興など町づくりの取り組み姿勢と直結した施設であり、その町の「町づくりの成否・やる気」を評価できる施設であると確信する。

高浜町では「道の駅シーサイド高浜」のリニューアルに向けた取り組みを行っているが、これの成否が今後の高浜町の町づくりの成否に直結する重要な機会であるとの覚悟で取り組みが必要である。このため令和7年6月議会の一般質問での議論も踏まえて改めて以下質問する。

(1) 令和7年6月議会で予算化された「道の駅改修事前調査設計業務委託」が7月に発注された。納期は9月末である。この調査結果を反映した施設の改修計画は策定されたのか。改修計画の現状について問う。

(2) 令和7年度中にプロポーザルを実施する方針に変わりはないか。プロポーザルの実施要項の概要は出来ているのか。その内容を問う。

(3) 道の駅の大規模改修と今後の運営方針は高浜町の町づくりにとって非常に重要なポイントになる。道の駅はプロポーザルで応募してきた事業者に任せるのではなく、地場産品生産者や飲食業などの事業者と、漁協、農協、観光協会、商工会などの各種団体、それと行政機関が一体となって運営していくべきである。つまり以前のような第三セクター会社での運営を目指すべきである。ただし残念ながら現在の第三セクター「いきいきタウン高浜」は到底その受け皿になれない。従って、少し時間をかけても新たな第三セクターの「町づくり会社」を設立して道の駅の運営と併せて、他の公共施設の運営を担わせていく町ぐるみの体制をつくるべきと考える。見解を問う。

2．上水道送水管の未接続問題について

総務産業常任委員会の所管事務調査において、浄水施設（上水道センター内）から配水池（妙見山の配水タンク）までの間の耐震の飲料水送水管布設工事を平成3年度に工事開始し、現在に至るも運用開始されていない実態が明らかとなった。

この間高浜町は布設工事費用として7億5千万円を支出しており、工事代金の一部は減価償却費として上水道料金算定のコストに計上されている。一般的に水道管の耐用年数は40年間とされており、平成3年度当時に布設した水道管は一度も使用することなく既に34年間が経過したことになる。また平成30年度末には全区間の布設工事が完了したにも関わらず、運用開始に必要な浄水施設と配水池部分の接続工事を、平成30年以降令和7年度まで7年間も着手してこなかったことも確認した。多額の費用をかけて布設した送水管がいまだに未接続のまま34年間も放置されてきた。飲料水送水管は多くの町民へ飲料水を供給する基幹となる最重要インフラである。この34年間に地震による送水管破損と大規模断水は起きなかったが、7年間も接続工事を実施してこなかった事は問われなければならない。

この問題の責任の所在と今後の接続工事の実施方針、接続後の既設配管と今回の耐震化された送水管の運用方針について答弁を求める。

3．地域医療体制の支援策の今後の方針について

福井大学寄付講座を開始して16年が経過した。高浜町の地域医療体制の支援策は、令和6年度決算において若狭高浜病院に対し1561万8千円の補助金を支出して支援するとともに、福井大学には4500万円を寄付金として支出し「地域プラ

イマリケア講座」を実施している。この成果説明書でも、今後の改善方策として医療の現状と課題を把握し専門機関による分析が必要としており、これを受けて今年度「地域医療体制分析業務」を実施中である。

地域医療の現状は、報道によると2024年度決算において自治体病院の86％がインフレや人件費増により赤字決算となっており、地方で影響は顕著で病院の存続が危ぶまれる状況にある。

福井大学に寄附講座を開始した16年前とは医療を取り巻く環境は大きく変化しているといえる。今後、高浜町の医療体制構築のための支援策として何がベストか、これまでの取り組みを検証して新たな取り組み策を模索する時期にあると考える。現在、実施中の「高浜町地域医療体制分析業務」の実施状況も踏まえて現在の取り組み・今後の方針を問う。

４．大分市佐賀関の大規模火災を受けて高浜町の防火対策の強化を求める

11月18日に発生した大分市佐賀関の火災は170棟以上を延焼する大規模火災となった。

海に面した密集集落（多くの空き家と狭隘道路）と強風により被害が拡大した点は、高浜町にとって他人事ではない。以下、当面の対応について提案するので見解を問う。

（1）大規模火災となった原因、火災当日の住民の避難などの情報収集を徹底する。

（2）その上で、高浜町として実施可能な対策を早急に講じる。

具体的には、以下の方策を提案する。

①住宅改修補助金制度に密集集落に限定した耐火構造への改修補助金を追加拡大する。

②空き家解体補助金について密集集落に限定した補助金の拡大を図る。

③消火器など初期消火器具の購入に対する補助金を創設する。

④住宅用火災警報器の設置と既設品の機能確認の促進を図る。

⑤家屋内の不要な可燃物（使用しなくなった布団や衣類、家具類）の廃棄の促進を図る。

以　上

令和７年 第７回 定例会（１２月）一般質問通告書

受領№　　6

令和７年１１月２１日

通告者	議席番号	氏　　名
	３番	河　島　浩　彦

質問所要時間
約　４０　分

質　問　の　件　名　及　び　要　旨

白浜海水浴場周辺におけるアウトドアエリア整備は、観光振興や地域活性化、松原の保全、年間を通じた利用促進など多面的な効果が期待されるが、整備目的の明確化や課題の整理、地域住民との合意形成が十分に図られていないとの指摘もある。

本計画は町有地を含む広大な区域に及び、松原の防災・景観機能、駐車場不足、園地内道路の整備、さらには将来のシーサイドライン計画との整合など、検討事項は多岐にわたることから、計画の全体像が町民に分かりにくい状況となっている。

そこで本質問では、町としての最終的な整備目的と方向性を確認するとともに、現時点での課題、地域との協議のあり方、今後の進め方とスケジュールについて質すものである。

１．白浜アウトドアエリア整備の目的および方向性について

前回答弁で「グランピングに限定しない」とされたが、本計画の最終的な目的や目指す姿が町民に十分示されていない。

計画の根幹となる「整備の目的・方向性」を改めて確認するために質問する。

(1) 本計画の最終的な目的、目指す姿をどのように整理しているか。

(2) 白浜海水浴場の松原の景観・防災機能、自然特性をどのように整備方針に反映させるのか。

(3) 海水浴中心から年間利用へ転換するため、どのような方向性を描いているか。

２．白浜アウトドアエリア整備における現状課題の整理について

計画地は町有地を含む広大な砂地であり、地形・駐車場・道路計画など複数の課題がある。町としてどの課題をどう認識しているかを確認し、計画の前提整理を図るために質問する。

(1) 砂地および勾配のある地形について、どのような調査・技術的検討を行っているか。

(2) 松原内の園地内道路整備の必要性と基本的な考え方を伺う。

(3) シーサイドライン計画との整合性をどのように確保するのか。

３．地域住民・関係者との合意形成の進め方について

令和６年１月に説明会は実施されたが、その後の継続協議は行われていない。

本計画は地域生活や海浜利用に密接に関連するため、合意形成プロセスの明確化が必要であると考えるので質問する。

(1) 説明会が１回で止まっている理由は何か。

(2) 今後、関係地区や海水浴場関係者、事業者等との意見交換をどのように進めるのか。

(3) 地域意見を計画に反映させる具体的な仕組みや方法を伺う。

４．白浜アウトドアエリア整備の今後の進め方およびスケジュールについて

目的や課題が整理されていない現状では、計画が停滞し住民の不安も生じている。今後の検討段階・調査・スケジュールを明確にし、町としての見通しを問う。

(1) 整備の基本方針・方向性をいつまでに確定させる見込みか。

(2) 詳細調査、事業手法検討、地域協議の再開など、令和７年度以降の具体的な進め方を伺う。

(3) 松原内道路整備を含め、町が優先すべき事項を示されたい。

令和７年 第７回 定例会（１２月）一般質問通告書

受領No.　　7

令和７年１１月２１日

通告者	議席番号	氏　　名
	５番	釣　本　音　次

質問所要時間
約　４０　分

質　問　の　件　名　及　び　要　旨
１．高浜町のゴミ置場について伺う
メーカー製のゴミ置場にゴミを収納できる箇所が多い区だったり、道わきに直接ゴミ袋を置きネットをかぶせてあるだけの箇所が多い区であったりとバラツキがある。メーカー製のゴミ置場を増やすべきと考えるが答弁を求む。
又、ゴミ置場のスペースが無くて困っているのが現状だが何か解決策はないか、答弁を求む。
町長のマニュフェストに「住みやすさの充実」の項目がありその中に(地域の困りごとの解決に努めます)と述べられている。日々出るゴミの処分は、快適な生活を送るには大切で生活の基本的インフラであり、町の景観や衛生管理上からも大変重要で早急に取り組む事業と考えるが町長の答弁を求む。
２．公益通報者保護法について伺う
高浜町の事業を行う場合、予算が組まれるが根本は税金が使われる。町民の財産である税金が無駄な使われ方をしていないか議員はチェックする責務がある。この観点から前回(令和７年９月定例会)の一般質問で取り扱った公益通報者保護法について質問する。
自治体の事業は、町民の要望や町長の政策それに職員の提案によって企画や基本構想ができる。この基本構想により基本設計、実施設計を経て施工されて完成する。企画や基本構想の段階でその事業の妥当性や必要性が検討されるが、検討される審議会や策定委員会での不正のチェックに公益通報者保護法が有効である。
高浜町には、公益通報者保護法の要綱(行政機関の運用ルール)は既にある。要綱は町長並びに総務課長によって作れ、議会に諮る必要はなくあくまで行政の運用ルールにとどまる。一方条例は議会に諮る必要があり法的拘束力が生じ法令違反も指摘でき不正の報告義務が生じ不正の防止策となる。公益通報者保護法の要綱ではなく条例が必要と考えるが答弁を求む。
又、策定委員会（社会福祉施設事業）の委員に現在、議員報酬審議会の知識人がいなかったかどうかを確認する。
３．不正アクセス禁止法について伺う
分かりやすくいえば自宅に許可なく侵入し個人の財産や生活行動を調べる事を禁止する法律である。現在はインターネットの進化が目覚ましくパソコンやスマホ無しでは快適な生活は望めない。投資や情報の収集や映画、スポーツ、娯楽の鑑賞もパソコンやスマホが必要でそのパソコンやスマホに許可なく侵入してくる世の中って気持ち悪いですよね。個人の財産状況や趣味を調べて他人に吹聴、情報をたれ流す。悪質で犯罪行為であり黙っていられない。不正アクセス禁止法での重刑は 3 年以下の懲役か 100 万円以下の罰金、軽量刑は 1 年以下の懲役か 50 万円以下の罰金が処せられる。やっている本人は無自覚で確実に犯罪者になってしまう。町長もこういう不正アクセスをやられたら困るでしょう。所見を求む。
私が事前に提出する一般質問内容ではなく議会で質問する予定の想定問答や個人の投資情報を目にしたことはないか。これについて答弁を求む。